

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会	会議場所 第3委員会室	
		担当職員 阿久根由美子	
日 時	平成24年2月21日(火曜日)	開 議	午後 3 時 30 分
		閉 議	午後 5 時 08 分
出席委員	◎堤 ○齋藤 西村 中村 日高 田中 木曾 石野 <並河欠席>		
執行機関出席者	俣野企画政策課長、木曾執行管理課長 西田総務課長、牧野総務課行政係長 桂自治防災課長、柏尾自治防災課副課長、山口自治防災課主任		
事務局	今西局長、藤村次長、阿久根		
傍聴者	市民1名	報道関係者 0名	議員1名(酒井)

会 議 の 概 要

1 開議

〔委員長開議〕

〔事務局次長 日程、資料説明〕

15：37

2 暴力団排除条例について

〔企画政策課、執行管理課入室〕

〔企画政策課長説明〕

15：43

〔執行管理課長説明〕

15：46

〔質 疑〕

<西村委員>

暴力団の把握が困難ということだが、現在登録業者は既に警察に照会ができていると思うので、新規の登録業者のみ照会すればよいのでは。

<執行管理課長>

100～200 社ある登録業者を一括して照会したことはない。今年の業者登録では事前に誓約書をもらい整理した後警察に照会をする予定である。現在把握の業者は何社かあるが、最新の情報ではない。

<中村委員>

最新の情報は不十分とのこと。最新情報入手が必要。代表者変更届の提出は義務付

けしているのか。

<執行管理課長>

代表者と技術者の変更届は義務付けている。

<西村委員>

執行管理課は公共工事の発注を行うので、しっかり情報入手をしないとイケない。

<執行管理課長>

そのとおりだと思っている。今回の業者登録から誓約書を取り入れた。今受付中でその後照会をする。毎年更新していきたい。

<田中委員>

水道課の意見でいう指名願とは別なのか。

<執行管理課長>

執行管理課でしているもの。水道指定工事の業者登録は上下水道部でしている。

<田中委員>

水道課の意見はクリアできるのでは。

<執行管理課長>

水道課まで伝わっていないかもしれない。確認する。

<石野委員>

企画政策課長の説明（公の施設管理からの排除）から、8条の文言のままでは弱いと感じる。

<企画政策課長>

例えば亀岡会館の使用承認における暴力団排除はこの条で整理できる。公の施設管理は指定管理者制度により民間業者が入る、そこでの暴力団排除ができるようにということである。

<田中委員>

8条の前後で条を立てて、それを規定すればよい。優先適用も明示するのがよい。

<事務局長>

条例制定後とるべき措置である。執行部が所管する条例のなかで適用すべき事項は整理してもらう。指定管理者の要領等で執行部において盛り込むことになる。

8条で「他の条例の規定に関わらず」と優先適用をうたっている。新施設は後法優先により適用される。また特別法的要素を含むので特別法優先も適用となる。さらに

明確にするべきなら明示することも考えられる。

誓約書は先駆的な取組みである。各課の意見の多くは把握が困難とのこと、警察から来られた本委員会の参考人は情報提供するとのことだったのでクリアできると思われる。

<木曾委員>

条例制定により警察は情報提供をすると説明されていた。まずは条例制定することで、問題はクリアできると考えられる。

<堤委員長>

企画政策課として条例案に盛り込むべき提案はないのか。

<企画政策課長>

研究中である。他市の状況を参考によりよい条例が制定できるよう考えている。

<堤委員長>

警察に照会した場合、回答までに時間はかかるのか。

<執行管理課長>

最近2社照会したときの回答は1月半後であった。条例制定後はスピーディに回答がもらえると思う。

<事務局次長>

協定は条例制定後自治防災課により市一本で強力な協定が交わされる。

公の施設管理での暴力団排除は、条例制定後要綱、契約等に盛り込むことになる。

〔企画政策課、執行管理課 退室〕

16:08

16:10

〔総務課、自治防災課 入室〕

<自治防災課長>

14条、地元の自治会、社寺、民間が主催される祭礼は周知が難しい。市民理解が十分必要。

<総務課長>

9条の表現を分かりやすくしてはどうか。例規的な表現であるが、一般的には理解されづらい。総務課でも研究したい。

<事務局次長>

14 条、愛媛県が先進事例である。京都府も盛り込む予定ではあるが、直近の改正には入っていない。関係団体の回答は別紙添付。

<堤委員長>

執行部から情報入手し主催者に伝えることなどはできないのか。

<自治防災課長>

条例は基本的には実効的であるが、14 条は理念的な部分である。市がつかんだ情報は主催者に伝えないといけないと思っている。市主催事業や市が関わる事業から襟を正していくということと捉えればと思っている。逆手にとられると辛い。

<木曾委員>

他市に先駆けてすることは問題ないかと思う。4 条、5 条にその内容を盛り込めば 14 条は整理できないか。

<堤委員長>

14 条の内容にまで市が関わることになり大変になるので（運用を危惧する）意見を出されたのか。

<自治防災課長>

市が拒否しているものではない。実効性ある条例なのでバランスの問題だと思う。

<西村委員>

14 条も実効性あるもの、このままでよいと思う。

<事務局次長>

罰則規定のない努力義務規定。事務局で解説を作成しているなかでは、「必要な措置とは、行事の開催要項に暴力団排除の項目を設ける」、「情報の提供、必要な支援とは、行事主催者等運用に資するものである」と、まとめようとしている。

<田中副委員長>

総務課で（14 条の）分かりやすい表現はいつまとめられるのか。

<総務課長>

例規は京都府との整合をもたせこのままの表現とし、運用時にパンフレットで分かりやすくするのもよいかと思う。

<事務局次長>

予定している警察との協定内容を自治防災課から聞けばどうか。

<自治防災課長>

今は執行管理課が公共工事の入札及び建築住宅課が市営住宅の入居に関して協定を結んでいる。条例制定後は、包括して市全体で合意書を結ぶ。その時点で公共工事入札、市営住宅入居の協定は包括する。

<木曾委員>

6月で条例提案になるのかと思う。協定書もその予定で準備を。

<自治防災課長>

承知した。進める。

<総務課長>

公の施設からの排除、請負業者からの排除が規定されるので、許認可、道路占用、補助金交付等条例制定後関連条例を検討し、必要な条例改正案の提案も行う。

<堤委員長>

本条例の提案と同時期ではないのか。

<事務局長>

市民周知期間が必要。他条例との整理期間も必要。制定から施行までに時間が必要。

<堤委員長>

どのくらいの期間が必要なのか。

<総務課長>

6ヵ月は必要である。

16:42

<事務局次長>

3月定例会で提案予定の犯罪被害者等支援条例案について自治防災課から引き続き説明される。

〔自治防災課長 説明〕

16:50

〔質 疑〕

<西村委員>

① 6条、一時的住居の提供では市営住宅の対応になるのか。

② 8 条（支援を行わないことができる場合）、想定されることは何か。

<自治防災課長>

① 市営住宅を想定、半日から 1 日後入居できる。一時的、緊急的な場合には警察で 10 日分のホテル宿泊料の予算を持っているので連携図りながら対応する。生計が立てられる準備期間、目安として 1 年程度対応する。

② 他事例では、被害者が犯罪を誘発した場合など。判断は難しいところ、検察庁が出す国の支援施策に準拠してやることになると思う。

<西村委員>

① 家賃は要らないのか。

② 支援は要らない人は 8 条に該当するのか。

<自治防災課長>

① 要らない。

② 申告されないと条例の対象にならない。

<堤委員長>

放火による被害も含まれるのか。

<自治防災課長>

国の基準では人の生命、身体に害を及ぼす犯罪が対象。保険給付を伴う交通事故は対象外。過失犯も除かれる。

<齊藤副委員長>

禁治産者の犯罪はどうなるのか。

<自治防災課長>

刑法上罰せられない場合も対象。

<西村委員>

申告主義ではなく事が起きた時に説明が必要なのでは。

<自治防災課長>

被害者からの一報は警察が受け、そこで制度説明がある。広報活動は重要だと考えている。

〔総務課、自治防災課 退室〕

17:00

3 その他

〔次回委員会は3月6日午後1時30分から〕

＜事務局次長＞

他課等の意見は別紙のとおり、次委員会までに確認を。次回は条文解説の検討を予定。

＜堤委員長＞

他課も聞いた方がよければ出席要求はできるのか。

＜事務局次長＞

時間の制約があるものの、必要なら調整をする。

散会 17:08